

議員提出議案第5号

藤岡市ポイ捨ての防止に関する条例の制定について

藤岡市ポイ捨ての防止に関する条例を次のとおり定める。

平成20年12月10日提出

平成21年 9月 2日否決

提出者 茂 木 光 雄

賛成者 渡 辺 徳 治

藤岡市条例第 号

藤岡市ポイ捨ての防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨ての防止に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力して清潔できれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て 道路、公園、広場、河川その他公共の場所及び他人が占有し、又は管理する土地において、所定の回収容器、公共の土地に設置されたごみ箱その他空き缶等を捨てるべき場所以外に空き缶等を捨て、又は自己が所有し、若しくは管理する飼い犬のふんを持ち帰らず、尿も流さずに放置することをいう。
- (2) 空き缶等 飲食料等を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、投棄されることによって、ごみの散乱の原因になるものをいう。
- (3) 回収容器 自動販売機によって販売された飲食料等を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器を回収するための容器をいう。
- (4) 所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 自動販売機 規則で定める自動販売機を除く自動販売機をいう。
- (6) 事業者 容器、包装紙その他これらに類するものに収納した飲食料又はたばこ若しくはチューインガム等を製造し、又は販売する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨ての防止に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、ポイ捨ての防止に関する意識の啓発を図らなければならない。

3 市は、清掃活動その他ポイ捨ての防止に関する活動を行う団体に対し、その活動を支援するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、屋外において自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納しなければならない。

2 市民は、自己が所有し、又は管理する飼い犬を連れ歩く場合は、飼い犬のふん又は尿を処理するための用具を携行し、その用具を使用してふんは持ち帰り、尿は洗い流す等自らの責任において、当該飼い犬のふん及び尿を適正に処理しなければならない。

3 市民は、市が実施するポイ捨ての防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自らポイ捨ての防止に関する意識の啓発を図るとともに、ポイ捨てを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施するポイ捨ての防止に関する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、自己が所有し、占有し、又は管理する土地について、ポイ捨てを防止するために必要な措置を講じ、当該土地を清潔にし環境の美化に努めなければならない。

2 所有者等は、市が実施するポイ捨ての防止に関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、みだりにポイ捨てをしてはならない。

(原状回復命令)

第8条 市長又は市長が指定する職員(以下「指定職員」という。)は、前条の規定に違反したと認められる者(以下「違反者」という。)に対して、原状回復を命じることができる。

2 指定職員が、前項に規定する命令を行なうに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、違反者に提示しなければならない。

(回収容器の設置及び管理義務)

第9条 容器、包装紙その他これらに類するものに収納した飲食料等の自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機の設置場所に隣接した位

置に、規則で定める回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(回収容器の設置等に係る命令)

第10条 市長は、前条の規定に違反していると認められる者に対して、期限を定めて、回収容器の設置その他必要な措置をとるよう命じることができる。

(指導員による啓発活動)

第11条 市長は、ポイ捨て防止のための啓発活動を行なうために指導員を置くことができる。

(ポイ捨て防止重点地区の措置)

第12条 市長は、ポイ捨てを防止し、清潔できれいなまちづくりを特に推進する必要があると認める地区をポイ捨て防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点地区の変更又は解除をすることができる。

3 市長は、前2項の規定により、重点地区を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

(重点地区における活動)

第13条 市長は、重点地区の指定をした場合には、当該地区におけるポイ捨ての防止に関する啓発等を行なわせるため、ポイ捨て防止推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。この場合において、推進員は重点地区内で環境衛生に理解がある者から選任する。

2 重点地区においては、指導員及び推進員は連携してポイ捨て防止のための活動方針を作成し、地域一体となった活動を行い、環境衛生の改善に努めるものとする。

3 前項の活動については、毎月市長に報告するものとする。

(公表)

第14条 市長は、第8条第1項又は第10条の規定のいずれかに違反した者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その内容及び氏名を公表することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は平成21年4月1日から施行する。